

第 17 号議案

東大和市立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市立図書館条例の一部を改正する条例

東大和市立図書館条例（昭和52年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「東大和市立桜が丘図書館は、水曜日及び金曜日」を「火曜日から金曜日まで」に、「水曜日及び金曜日を」を「火曜日から金曜日までを」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。